○国土交通省告示第千百六十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年六月二十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十月二十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀G－2446	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－１　ＮＺＦＥ27　181H	トヨタ　ＤＢＡ－ＮＺＥ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊀G－2447	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－１　ＮＺＦＥ28　184H	トヨタ　ＤＢＡ－ＮＺＥ	〃
㊀G－2448	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ２Ｚ　ＲＦＡＥ15　186H	トヨタ　ＤＢＡ－ＺＲＥ	〃

○国土交通省告示第千百六十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年六月二十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十月二十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－58R－020154	突入防止装置　ShinMaywa　RB　S－00013	新明和工業株式会社　兵庫県宝塚市新明和町１－１
E43－58R－020155	突入防止装置　ShinMaywa　RB　S－00022	〃

○国土交通省告示第千百六十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年六月二十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十月二十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－58R－020193	突入防止装置　KITAMURA　CVB	株式会社北村製作所　新潟県新潟市江南区両川１－3604－12
E43－58R－020194	突入防止装置　KITAMURA　TLV06	〃
E43－58R－020195	突入防止装置　KITAMURA　TLV10	〃

○国土交通省告示第千百六十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年六月二十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十月二十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－58R－020197	突入防止装置　MORITA　ECONOS　RB－001	株式会社モリタエコノス　大阪府八尾市神武町１番48号
E43－58R－020198	突入防止装置　MORITA　ECONOS　RB－002	〃

○国土交通省告示第千百六十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年七月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十月二十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－58R－020093	突入防止装置　OKAYOバンパー　T2－K01	株式会社岡山熔接所　岡山県岡山市北区北長瀬表町三丁目19番10号
E43－58R－020095	突入防止装置　OKAYOバンパー　T2－K03	〃

○防衛省告示第二百三十三号

海上における模擬弾射出試験を次のとおり実施する。

平成二十四年十月二十二日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年十一月十二日から十七日の一〇〇〇から一七〇〇まで

区域　野島崎南方の次の(ア)から(ヨ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(ヨ)の地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九〇〇〇フィート以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度一二分四八秒

(オ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(カ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施機関　次期固定翼哨戒機一機

その他　一　射出試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射出海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十四号

海上における模擬弾射出試験を次のとおり実施する。

平成二十四年十月二十二日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年十一月十九日から二十二日の一〇〇〇から一七〇〇まで

区域　野島崎南方の次の(ア)から(ヨ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(ヨ)の地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九〇〇〇フィート以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度一二分四八秒

(オ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(カ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施機関　次期固定翼哨戒機一機

その他　一　射出試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射出海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十五号

海上における模擬弾射出試験を次のとおり実施する。

平成二十四年十月二十二日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年十一月二十八日から十二月一日の一〇〇〇から一七〇〇まで

区域　野島崎南方の次の(ア)から(ヨ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(ヨ)の地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九〇〇〇フィート以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度一二分四八秒

(オ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(カ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施機関　次期固定翼哨戒機一機

その他　一　射出試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射出海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。